

財務諸表に対する注記（法人全体用）

法人名：社会福祉法人こどもの社

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・無形固定資産（ソフトウェア）一定額法
- ・リース資産

i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産

該当なし

ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

主として保育事業における、車両運搬具とする。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度の定めにより支給する。

5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

(2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）

社会福祉事業の財務諸表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

当法人は、拠点1カ所のみなので作成していない。

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

当法人は、公益事業を実施していないので作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

当法人は、収益事業を実施していないので作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

各拠点区分における内容

ア 保育園拠点

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	50,155,199	0	50,155,199
建物	0	1	0	1
合計	0	50,155,200	0	50,155,200

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし 0円
計 0円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし 0円
計 0円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	2,094,500	820,344	1,274,156
車両運搬具	800,000	799,998	2
器具及び備品	967,300	581,059	386,241
建設仮勘定	14,688,000	0	14,688,000
有形リース資産	4,247,640	566,352	3,681,288
ソフトウェア	409,500	327,598	81,902
合計	23,206,940	3,095,351	20,111,589

9. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人等の名称	事業の内容又は職業	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	三串康博	当法人理事長	債務保証	17,000,000	設備資金借入金	17,000,000

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 事業活動計算書（第2号の1様式）の「前年度決算」及び貸借対照表（第3号の1様式）の「前年度末」の数値については設立初年度であり社会福祉法人会計基準（平成23年7月27日制定）を初年度適用しているため、0で表示している。

(2) 「『社会福祉法人会計基準』第30条第3項」に基づき、厚生労働省社会・福祉局長が定めることにより、付属明細書の作成は省略している。